

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 2 年 11 月 27 日

長野県 林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和 2 年度ニホンジカ高度捕獲技術実証業務

#### (2) 業務の目的

シカの効率的な捕獲技術を県内に普及し、シカ捕獲の推進を図るため、冬期における効率的かつ効果的なシカ捕獲の実施及び地元捕獲者への技術移転を試行するとともに、捕獲効果や捕獲手法の適否等について検証を行う。

#### (3) 業務内容

「平成 30 年度ニホンジカ生息状況調査」及び「令和元年度ニホンジカ高度捕獲技術実証業務委託」の結果を踏まえ、冬期における効率的かつ効果的なシカ捕獲の実施及び地元捕獲者への技術移転を試行する。

また、捕獲作業の結果および技術移転における課題について解析・考察のうえ、報告書を取りまとめる。

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

仕様書の業務を遂行するための計画、手法、体制等について具体的に提案を行う。詳細は別表 1 のとおり。

#### (6) 業務の実施場所

長野県松本市 入山辺県有林

#### (7) 履行期間

契約日から令和 3 年 3 月 17 日（水）まで

#### (8) 費用の上限額

4,030,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 応募資格要件

応募する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平

成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号) に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第 18 条の 2 の規定による認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者または認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の能力を有する者。
- (8) 長野県庁等で行う企画提案審査委員会に参加できる者。
- (9) 過去 5 年以内に、法人として捕獲に関する業務(調査業務を含む)の履行実績のある者。
- (10) 企画提案書に、本業務の実施に関する松塩筑猟友会の同意書を添付すること。

### 3 参加申込書の作成・提出

応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとする。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができない。

- (1) 参加申込書の作成様式  
別添「様式第 3 号 参加申込書」による
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
別添「様式第 3 号の附表 参加要件具備説明書類統括書」による
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
① 附表の注意書きにあるとおり、納税証明書や契約書の写し等を添付する。
- (4) 担当課(室)・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2 長野県 林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 電話 026-235-7273 FAX 026-235-7279 MAIL choju@pref.nagano.lg.jp
---

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

##### ① 提出期限

令和 2 年 12 月 7 日((月))(土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第 5 号) 第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

##### ② 提出先

3（4）に同じ。

③提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限までに鳥獣対策・ジビエ振興室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査する。

（7）非該当理由に関する事項

①参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により鳥獣対策・ジビエ振興室長から通知する。

②上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により鳥獣対策・ジビエ振興室長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

③非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答する。

④非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所

3（4）に同じ。

イ 受付時間

上記②の期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

①応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行わない。

②参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

4 説明会

説明会は開催しない。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所

3（4）に同じ。

（2）受付期間

令和2年11月27日（金）から12月7日（月）（午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（3）受付方法

業務等質問書（様式第6号）をFAXまたはメール等により提出するものとする。

（4）回答方法

鳥獣対策・ジビエ振興室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年12月10日（木）までに長野県公式ホームページで公表する。

## 6 企画提案書の作成・提出

### (1) 企画提案書の作成様式

別添「様式第8号 企画提案書」による

### (2) 企画書の作成様式

別添「様式第8号の附表 企画書(例)」による

### (3) 企画書記載上の留意事項

①業務に要する経費は、1(8)に示す費用の上限額の範囲内で、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載する。また、対象となる経費は別表2の範囲内とし、目的、内容、数量(人数、個数、回数、期間等)、単価及び金額がわかる資料を作成する。

②「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできない。

### (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

#### ①受付場所

3(4)に同じ。

#### ②受付期間

令和2年11月27日(金)から12月11日(金)(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

#### ③受付方法

業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとする。

#### ④回答方法

企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答する。

### (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

#### ①提出期限

令和2年12月15日(火)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

#### ②提出先

3(4)に同じ。

#### ③提出部数

6部(原本1部 写し5部)

#### ④提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限までに鳥獣対策・ジビエ振興室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

(6) 企画提案の審査基準

項目	内容	配点
1 業務計画及びスケジュール	<p>○業務を遂行する上での基本的な考え方は適切か。</p> <p>○業務の内容は、具体的で効果的な提案となっているか。</p> <p>○業務スケジュールに無理はないか。</p>	10
2 業務実施体制及び技術力	<p>○業務の遂行に必要な体制が確保されているか。</p> <p>○平成30年度ニホンジカ生息状況調査及び令和元年度ニホンジカ高度捕獲技術実証業務の結果を検証し、検証結果を踏まえた実施体制を採用しているか。</p> <p>○冬季のシカ捕獲に関する知識や技術を有しているか。</p>	30
3 関係機関との連携・調整	○業務遂行上必要な関係機関との連携・調整方法を把握しているか。	10
4 安全管理方法	○安全管理の手法は適切か。	10
5 業務履行の確実性	<p>○過去の履行実績から、提案された手法の実現性は高いか。</p> <p>○提案された捕獲場所や実施時期から、本業務の実現性は高いか。</p>	30
6 費用の妥当性	<p>○見積額は、上限額の範囲内か。</p> <p>○見積額の内訳や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容となっているか。</p>	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ①企画提案について総合的に評価し、最も適した能力を有すると認められる者を選定します。なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点未満の場合は選定しない。
- ②企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行うので、出席すること。詳細は、後日通知する。
- ③プレゼンテーションの実施日時、場所及び所要時間
  - ・日時 : 令和2年12月18日(金)10時から
  - ・場所 : 長野県庁東庁舎301号会議室
  - ・所要時間 : プレゼンテーション15分、質疑約10分

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により鳥獣対策・ジビエ振興室長から通知する。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により鳥獣対策・ジビエ振興室長から通知する。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに鳥獣対策・ジビエ振興室において閲覧に供する。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により鳥獣対策・ジビエ振興室長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答する。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所  
3(4)に同じ。
  - イ 受付時間  
上記①の期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできない。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しない。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがある。
- ⑦ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- ⑧ プレゼンテーションは非公開で実施する。
- ⑨ 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができる。また、Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を、プレゼンテーションまでに鳥獣対策・ジビエ振興室まで5部提出する。また、プロジェクター及びスクリーンは当方で用意するので、それ以外の必要な機器を提案者が用意する。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により鳥獣対策・ジビエ振興室長に対して提出するものとする。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とする。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出する。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはない。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、鳥獣対策・ジビエ振興室において閲覧に供する。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とする。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合がある。
- (4) 本事業は県からの委託事業のため、事業の成果は県に属するものとする。
- (5) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定を適用するものとする。
- (6) 本プロポーザルにおいて、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わず、改めて公募を行うものとする。この場合、今回の参加者の再応募を妨げない。また、参加者が1者の場合であっても、県の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定する。

(別表1) 提案事項

事項	留意事項
業務を遂行する上での基本的な考え方	・業務を遂行する上での基本的な考え方を記載すること。
業務スケジュール	・契約締結から事業完了までのスケジュールを記載すること。
業務実施体制	・配置予定者氏名、業務経歴、役割等を記載すること。 ・連携・調整等を要する関係機関があれば記載すること。
業務実施方法	・業務の実施手順および方法を記載すること。 ・捕獲個体の処理方法について記載すること。 ・業務全体に係る安全管理方法について記載すること。 ・万が一、事故が起こった際の対応等を記載すること。
冬季のシカ捕獲に関する知見及び業務実績	・冬季のシカ捕獲に関する知見について記載すること。 ・過去に本業務と類似した業務の履行実績があれば記載すること。
関係機関との連携・調整方法	・関係機関との連携・調整方法について記載すること。 ・提案に際して、関係機関と連絡調整を行った場合は、その状況を記載すること。
その他	・捕獲効率や調査精度の向上を図るため、ICT（情報通信技術）等の新技術を活用する場合は記載すること。 ・周辺の生活環境や自然環境に対して配慮する事項を記載すること。 ・その他特筆すべき事項があれば記載すること。



(別表2) 対象となる経費と区分と内容

経費区分	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費。
3 備品費	単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費。
4 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費。
5 消耗品費	単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費。
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費。
7 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費。
8 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金等(金利等を含む。)に要する経費。
9 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費。
10 賃 金	雇用者に対する賃金支払いに要する費用。
11 雑役務費	手数料、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費。
12 保険料	捕獲又は調査に従事する者の保険料。
13 その他	その他必要な経費で長野県知事が承認した経費。